

駅通情報

第46号

時評 昭和末期まで造られたいた日時計

郵便局の直後、北海道の郵便局二十六か所に西洋型の八角時計が公表されたが、この時計の時刻を補正するには、日時計によることとの注意書が同封されていた。このことは、以前にもなにかに書いたことがあるが、私は、このことがきっかけで日時計について大いに興味を持つに至った。

この時期、去る七月二十九日、偶然NHKの「思い切りテレビ」を見た。その番組で、今日は「日本最後の日時計製作者」小原銀之助氏の死亡した日であるとして、日時計について簡単な歴史を紹介していた。私は、冒頭に記述のとおり、最近、日時計について関心を持った時期でもあったので、この放題に釣付けになつた。

この番組によると、小原氏は、若いころから日時計に強い興味を持ち、昭和二十八年ころから日時計の製作を思い立つた。以後、死亡した昭和五十九年までの間に三百個ほども造つて、全国の博物館、学校、科学館等の施設に展示したが、現存する場所としては

世田谷小学校の校庭

横浜子供の国

不老園の池畔

等を挙げていた。

続いて、日本における日時計の歴史について触れ、最初の製作者は林子平であるが、明治中期に入つてからでも明初に、小島民製作にかかるものの誤差は五分程度にまで

縮まつたという。テレビ放映の写真は世田谷小学校のもの等、数件を挙げていたが、いずれも相当大型のもので、とても持ち歩くことのできるものではないと認められた。しかも、江戸時代末期には旅の携行品の一つとして日時計が挙げられている。

前述のとおり、テレビに放映されていたものは、いずれも大型で、旅の携行品としては不向きであると見られたが、放映した物の中に、フローバンの片隅に取り付けられたものもあったので、中には旅の携帯品としても負担のかからぬ小型の物もあるのかも知れない。

私は、日時計は江戸時代から明治初期にかけて利用されていて、明治中期には消え去つた遺物であろうと思つていたので、つい最近の昭和五十九年代まで造られていたことを知つて驚いた。

また、以前に書いたように、通常合時物語のホームページに発表されていた日時計は、正式には正午計というのであると記述されていたが、今回のテレビでは、正午計には全く触れられていないかった。日時計とは公式の用語であろうか。

人生八十歳にもなると、一般社会の出来事はおむね過去に済合つたことのあるもので、余り驚くことはないが、今回の日時計との出会いによつて、人生には、まだまだ始めて進路することがあり、生涯これ勉強が必要であると強く感じた次第である。

目次

- | | |
|------------------------|---|
| 一 時評 「昭和末期まで造られたいた日時計」 | 1 |
| 二 郵便局時における | |
| 三 北の青年の舞台 | |
| シナイ場所の探求(一) | |
| 四 資料寄附お礼 | |

郵便劇業時ににおける 本州側の郵便物運送状況（四）

十一年七月十二日
函館支厅御中

函館支厅之義ハ船積及ヒ陸揚共輪便行商ニ一箇二付金

参拝

支船可政権リニ候是本御道有之此段添函申達

候也

（函館支厅文書錄二）

安定期に入つたと思われた津軽海峡の渡海運送も、窮地に立たされた問題が起きた。西南の役である。しかし、その影響は数か月も過ぎず終つた。本州側における、東京・大岡周辺の陸送も手出なものではなかつた。

(1) 西南の役による渡海障害と対策

以上の状況による津軽海峡の郵便物運送はようやく安定運行に向かつたかに見られた矢先、思わぬハブニングが発生した。

それは、征韓論に觸れた西郷らは、九州に下つて軍を起こし、さもなく候い、北海道に關係の深い鍋島らによる佐賀の亂が起き、西南地方は戦乱に巻き込まれた。その影響は北海道にも及び、明治十（一八七七）年二月には、屯田兵一箇小隊を函館に、さるに四月には一箇大隊が征討軍に加わつて出兵した。

これらの出征兵士は、明治八（一八七五）年五月、琴似に入植したばかりの屯田兵連で組織されていた。入植後、落着く暇のない出兵で、本人はともかく家族は大困りを失つて、その心配は大変なものであつたものと思われる。さて、それはともかく、西南の役の影響は郵便業務にまでも及んだ。

「函館南端開往南之内、船運々載地江專用二相成右通船始

ンド絶便之要勢ニ立至公私共音情不通二相成候而は甚

ダ不有ニ可有之ニ付明治五年之式ニ微ヒ當函館港ヨリ

陸奥國大岡へ向ケ押送使船有之應度郵便物往復通送

度開リニ候多音皆右音義之者共ヘ急急御通有之則紙團

形之通請書取之解留有之度此段及御開國御地也

函館郵便局函内商八等團

のため、明治五（一八七二）年の例にならつて郵便物の運送を確保したい、というのである。

明治五年の例とは、函館の相手港を下北半島の大隅とし、押送船を仕立てて郵便物の運送を図る。そのため、地元から小型船を借り上げ郵便物の運送を確保するというものである。

便つて、郵便仕立便に使用の船舶は、必要なつと借り上げることとするので、地元船主業者、又は船舶所有者へもその旨達し、次の条項により運行することにしたい。追つて、郵便行書の運賃は、一個二十銭とするというのである。

なお、郵便行書の運賃三十銭といふのは、明治七（一八七四）年九月に開拓使の特種船弘明丸、福川丸による郵便行書の運賃と同額である。

さて、開拓使函館支厅を通じて示された押送船雇上りの条件等は、次のとおりである。

(2) 押送船の雇上げ条件と競争終結

押送船（おうそせん）雇上げに関して、函館郵便局が示した条件を挙げると

○ 郵便費用押送便船積之義ニ付御請
第一条 私共所持能在於押送船函館大岡之因注復渡海
仕様都度郵便費用物運送可致旨御達之處右當
業之者一統率處候事

駅通情報

(3)

第二条 大間へ向ヶ出島政候事度其前日之朝出島時
第三条 出島時刻ヨリ二時前ニ其船上へ郵便御用物
第四条 大間江若船放候時即刻御用物同地郵便局へ
第五条 大間ヨリ帰船ノ節同地郵便局へ出島時刻相
第六条 郵便御用物運送貨之義ハ船舶及陸揚共一箇
第七条 郵便御用物新精方之義ハ人念ニ取扱船中運氣
第八条 運送者可相成百事以候事
第九条 船上候也

明治十一年七月
押送船就業人
同
函館郵便局謹申
（府県文移録）

当港ヨリ青森縣下陸奥國北部大間村へ押送船ヲ以郵便
物運送之義ニ得右荷物者ヨリ可為差出請書面形相承
候々御用会之總裁手知候事ヒ該縣下大間村熊谷裕四郎
所有船大力丸外を精當港頭船二件御來意ノ趣相達請書
收之御運費候事可然御取計相成度此段及觀詳候也

明治十一年七月十七日

函館支庁駅通係

（府県文移録）

とは、郵便物を送り届けることを指すようである。余り使
用されない用語であり正確な語源はよくわからぬ。
さて、この請書の条項は、押送船主が郵便行義の運送を
請負い契約するに当たって心得べき取扱範囲とでもいふべ
きものである。別段、解説を要しない内容である。

後段は、かねて函館郵便局から函館支庁に対し、郵便行
義運送業者客観依頼中のところ、封岸、下北半島大間村住
民の熊谷某所有船二隻が起居してきていたといふものである。
右、押送船による郵便行義の運送は、いつまで続いたい
つ正常に運したのか明らかでないが、西南の役が政府側の
勝利に終つて、北海道から派遣されていた屯田兵が帰還し
たのは、この年（明治十一年）九月のことであるから、運送契
約が締結されてから數か月も経たない時期である。帰還の
ための兵員及び物資の輸送に相当日数を要したとしても、
押送船の運上げには、それほど長期間を要しなかつたもの
と認められるが、この結果を覆する記録は見当たらない。

三 定期船の運行を参考にした倒産時の郵便運送

1. 「東京—大間」間の郵便陸送状況

以上、「函館・青森」（又は大間・安達）間の郵便物の運
送状況について、津軽海峡の航路を中心に記述した。
以後本項では、本州側の陸送方法、すなわち、「東京—
大間」間の郵便物の陸送は、どのような方針で、それは、
計画どおり円滑に運送されたのかについて検討したい。
しかし、私の手元にはその実態を完全に解明できるほどの
資料が整っていないので、資料不足の点は推測を加えつつ
紹介することにしたい。

もともと私は、北海道の郵便制度を重点に充実を図つて
きたのであって、本州の「それも東京以北の郵便物の運送
実態にまで手を伸ばそうとは思つていなかつたので、これ
まで資料収集が十分でなかつた。

想するに北海道の郵便制度施行を優先してきたので、本
州側の郵便物の陸送については念頭になかつたのである。
しかし、これまで北海道の創業実態が明らかになるにつ

駅 通 情 報

れで、駅通室が所有する東京（日本橋）から、いかなる方法で北海道まで郵便を運送してきたかについて明らかにならなければ、その極長線上にある北海道内島地への郵便業務の延長に繋がらないことを悟つたのである。しかも、調査が進むにつれて全国一律の方針に基づいて運行したはずの郵便制度が、必ずしも全国同一の運行方法がとられていない地域があることに気付いた。特に、北海道は駿河の運送方法がとられたことが分った。駅通室では、地域の特殊性を取り入れて制度、柔軟に対応しているのである。

さて、前にも触れたように、郵便制度に当たって、東京以北の郵便運送の実態はどうであつたのかを追及するに付て、駅通室は、郵便制度以前に運行されていた郵便と類似の業態を持つ飛脚便に注目したはずである。そこで私は、改めて既来運行されていた飛脚便を調査してみたのである。前述のとおり、飛脚問屋、鳥屋による公用飛脚便が、北海道と東京との間に三回にわたり運行されたが、本項ではまず、この運行状況を簡単に骨子のみを擧げると、次のとおりである。

付言すると、私は、郵便施行に当たって駅通室では、北

海道内の郵便施行に当たって、施行直前まで運行されていいた三次にわたる公用飛脚便へ御用馬便の運行状況を参考にしないはずはないという結論に達した。

(2) 詳しくは後述するとして、まず、簡単に郵便運送に關係する部分の概略を挙げると、

(1) 第一次「輪船・江戸間の御用馬便」と称する飛脚便が、文久元年（一八六二）年十月、幕府（函館奉行）の充認によって計画され、同一年十月、定期開港届簡（函館店、鳥屋の請願により）により運行が開始された。しかし、明治二年十月、これまで使用していた「箱船」に代え

(2) 第二次「函館・東京」間に明治二年（一八六九）年十一月、開拓使と鳥屋との間に、第一太と同様の条件で、「御用馬便」が開設されたが、運行既定が続いたとの理由で、開拓使から一方的に中止が申し渡された。

(3) 第三次「東京—函館経由、札幌」間に、前回種、津軽海峡の渡海は開拓使の権限を利用することとし、契約上は大隅南までとして開始された。函館・札幌間は別契約としたものと認められるが、契約文書は現存せない。この乗船便は、明治五（一八七二）年四月十五日運行を開始したが、その直後に、本州の宿駅制度及び助賄制が廃止されたことと、郵便制度施行による飛脚問屋に対する苦難圧迫により中止に追い込まれたものと思われるが、その状況を記述した資料が見当たらず、その経緯は明らかでない。以上、三回にわたる飛脚便に関する資料に基づいて総合的に検討した結果、そのうちの郵便施行に関連する事項のみを抽出すると、次のとおりである。

2.

(1) 鳥屋は、第一次「御用馬便」開設時、初めて箱船に開拓したものではなく、いつ頃、据点を設けたものか

明確でないが相当以前から町飛脚を経営していたものと認められる。

(2) 三回にわたる御用馬便の開設時の状況は、資料が現存していない明らかなが、廃止に至る経過を記述した資料が見当たらず、いつ、いかなる事情により中止されたもののか判明しない。

特に、第三、第三次については中止時だけでなく、運行状況についてもその状況が明らかでない。

なお、以上記述のとおり、「ほこだや」の地名は、明治二年十月、これまで使用していた「箱船」に代えられて「函館」と改められたが、資料によつてはその後においても混在している場合があるので、筆者も資料通りの漢字を使用した。

(3) 前述のとおり、第一次御用馬便のさいの契約上の運行日程は、二十六日間を限度として開始されたが、実際には、洪水による川止め、積雪、ふぶき、あるいは津軽海峡の風待ち等、悪天候もあって、四十日前後を要したといふ。

年代別人馬料金等の推移 (七)

年 代	人足一人一里 百日費	首錢五 百日費	百日息 百日費	百日息 百日費	山道 湖増
三 安 政	○○	○	通馬一 五 三 ○○	特 馬 内 無 四 ○○	一 ○○

(適用範囲) 船場地一円

右、一行目　幕史、二行目　諸事中、三行目　その他

「北の零年」の舞台

シ フ ナ イ 場 所 の 探 究 (一)

はじめに

一　映画「北の零年」を見た人は氣付いたかと思うが、相田謙が北海道へ入植するに当たって、最初の上陸（宿泊）地としたシヴァナイ（映画では静内会所の入口に掲げられている看板と、建物内の帳場に掲示されている壁立区間賃金表についての記述は、私が偽りつたものであることは「駅通情報第37、38号」に記載した。

しかし、実は私はこの映画を見ていないし、今後も見たり正直に映画に申し出されているかどうかは確かめようがないのである。つまりはないので、実際に前田の掲示看板が私の考證とおなじではないのである。その映画を見た知人からテンワが寄せられた。

正に、静内会所の看板、帳場の壁立区間賃金等は駅通情報に記載通りであったというから、私が考證したとおりで間違いがないのである。それは、当時のシヴァナイ（静内）場所についてや歴史知識がないので、相田謙が北海道に入植するに当たって、なぜ静内を選んだのか、また、静内は北海道全体からみて、どのような位置にあつたのか等、その歴史を知れば、もっと歴史が深められたのではないか、というのである。

相田謙が、この地に入植するに至ったのは事情というより後述のとおり北海道開拓の基本計画に組み込まれてのものであるが、そのような客観的条件に基づくものは別にして、静内に関する歴史を知ることは、映画を正しく理解するのに役立つものと私も納得して希望に満つことにした。

そこで、入地直前までの東海道全体からみた静内場所における資料を收集し解説を因ることにした。

最初に断つておくが、映画では、上陸地の会所名を漢字の静内を当てているが、相田謙がト隸したのは明治四年であるから、当時の地名は片假名でシヴァナイとするのが本当である。公式に漢字の静内としたのは、翌五年のことである。それで私は、史実に忠実に片假名を使うよう主張したのであるが、監督側は、映画映りから漢字を当てたいというので妥協したのであった。

なお、地名をシヴァナイにする以前に通ると「しぶちやり」が使われていたが、この点については後述する。

さもなく付け加えると、地元に使われたのは、地元材名をとって「下ト方（しもけほう）」としたのである。それで私は、史実に忠実に片假名を使うよう主張したのであるが、監督側は、映画映りから漢字を当てたいというので妥協したのであった。

二　シヴァナイが相人間に知るに至った時期は、さて、シヴァナイが相人の社会に知られるようになつたのは、いつころからであるのか。

さて、シヴァナイが相人の社会に知られるようになつたのは、「開拓使事務報告」のシヴァナイ場所の沿革として「昭和年月不詳」とある。相人地寄りの國境地、新通（にいかつど）の開設が、文化年間（一八〇五年以降）と、また、奥地寄りの三石（みついし）が安政五年（一八五六年）の開拓としていて、双方十九世紀としている。前後の場所の年代が明らかであるのに、シヴァナイだけが年代不詳であるのは解せないが、これは、後世になつて沿革を記述するに当たり、新通と三石は複数で記述し、シヴァナイは不詳としたものであろう。

後述の一村郷帳並に大藏書のさいの年代からみても、新通・三石は共にもつと早くから相人の入り込みがあつたのは明白であり、静内についても後述の大藏書の年代

等からもつと早く聞かれたことは明らかである。第一般に用られている基本の探検家、松浦武四郎は、東北、南越日誌(文政四(一八五七)年)の中で、シフナイについて次のように記述している。

「シフナイ会所馬屋 土人二七七駆六四二人」とあって、施設としては、会所と馬屋以外の記述はない。前に出の新規と三石については、会所に付属して「通行屋(板宿所)有り」となっているのに對し、シフナイ場所にはその記載がないのはなぜか、この点、大蔵書の項で詳述する。

相人地から遠く離れた東北夷地の状況について、松前藩には、アイヌ人と交易、及び勞役を通じて、これを経済的に利用するに止め、アイヌ人に對しても「化外の民」として政治的交渉相手としなかつた反面、アイヌ人に對して特別の上等はせず、アイヌ人の自由に任せてきた。實つて、幕末清浦等へも夷地の状況を記述した記録はなく夷地の実態を明らかにする資料は少ない状況にある。

その少ない資料の中でも元禄十三(一七〇〇)年時の幕村一覧として記述した「松前國總帳」によると、当地方に對して記載がある。

「松前東在都」に
「いかが しぶらやり みづいし」

場 所	關 負 人	運 上 金
ニイカツブ	松前阿部星伍七	小判 四〇両
シフナイ	同	小判 一四〇両
ミツイシ		一〇四両

とあって、シフナイが場所として聞かれ、しかも、この二か場所のうちでも理上金が最高額である。アイヌ人と交易も窮屈し、また通商運営も堅調に行われている様子がうかがえる。

三 「村麗帳並びに大蔵書」に見られるシフナイ

寛政十一(一七九九)年、幕府は朝鮮領から東北夷地を上陸して直轄したが、それを機会に東北夷地内各場所の概要を調査し、「れぞ(財産帳並びに大蔵書)」として取りまとめている。シフナイ場所もその一つとして調査対象になつていて、

本州では、これに類似のものとして「苗村大蔵書」と称し、幕府道中奉行の支配下にある苗村を対象に調査編さんしている。「東北夷地の村麗帳並びに大蔵書」も同様題旨から調査したものではなかろうか。

本州で、この調査が明確になったのは弘化年式からであるといわれていて、例えは「中山道苗村大蔵書」と呼ばれ、宿村ごとに「石高、人別、地主免除、給米の有無」等、苗村が相部にわかつて調査が行われている。

東北夷地の大蔵書は、本州のそれと同一題旨に基づき調査が行われたものであるからどうか明らかでないが調査範囲が幕府道中奉行であり、「宿村を対象にしていく」とから考へて、必ずしも同属性があるとは思われない。年代が、文化三年ないし七八(一八〇七)一八一〇)年にかけての調査であり、かつてこの対象が東北夷地のみであり、また直轄を行われ、それも、このとき一回のみの調査を行つたのであることから考へて、單に一地域の情勢分析に役立たせようとしたものであるのかも知れない。

さて、前述きが最も長くなつたが、「村麗帳並びに大蔵書」に記述されている「シフナイ場所」について取り上げてみよう。

○資料寄附者
一 調路街並み今・廿
二 えぞ歴史叢談

発行年月日 平成十七年九月五日
編 著 無 料
発 行 者 札幌市南区川沿四条五丁目二十一
史学研究会 主宰 宇川隆輔
TEL 011-571-13602番